

後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概要

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、今までの「老人保健制度」に代わって、平成20年度から「後期高齢者医療制度」が開始されました。

運営主体は、全市町村が加入した「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行い、財政運営の広域化及び安定化を図ります。市の主な業務は給付申請や窓口業務、保険料の徴収などを行います。

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	722,731	79.7	588,911	78.3	133,820	22.7
2. 使用料及び手数料	手 数 料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3. 繰 入 金	他 会 計 繰 入 金	183,464	20.2	162,884	21.6	20,580	12.6
4. 繰 越 金	繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5. 諸 収 入		503	0.1	503	0.1	0	0.0
	延滞金, 加算金及び過料	2	0.0	2	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	501	0.1	501	0.1	0	0.0
歳 入 合 計		906,700	100.0	752,300	100.0	154,400	20.5

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	令和8年度		令和7年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 総 務 費		7,770	0.9	7,461	1.0	309	4.1
	総 務 管 理 費	3,624	0.4	3,521	0.5	103	2.9
	徴 収 費	4,146	0.5	3,940	0.5	206	5.2
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	897,929	99.0	743,838	98.9	154,091	20.7
3. 諸 支 出 金	償還金及び還付加算金	501	0.1	501	0.1	0	0.0
4. 予 備 費	予 備 費	500	0.0	500	0.0	0	0.0
歳 出 合 計		906,700	100.0	752,300	100.0	154,400	20.5

○後期高齢者医療事務に要する経費 (01010101) 3,624千円 (3,521千円) 予算書 P223

〈一財：3,624千円〉

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療事業の適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の事務執行に要する事務費、物件費。

○保険料徴収事務に要する経費 (01020101) 4,146千円 (3,940千円) 予算書 P223

[総務部 総務課 所管 2,385千円含む]

〈その他：1千円 一財：4,145千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・手数料：督促手数料 1,000 円

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

○保険料納付に要する経費 (02010101) 897,929 千円 (743,838 千円) 予算書 P224

〈その他：897,927 千円 一財：2 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・保険料：現年度分特別徴収保険料 423,418,000 円
- ・保険料：現年度分普通徴収保険料 296,783,000 円
- ・保険料：滞納繰越分普通徴収保険料 2,530,000 円
- ・繰入金：保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分) 175,196,000 円

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療制度の財源(保険料)を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、老人福祉の増進を図ることができる。

(内容)

- 保険料納付金 722,731,000 円
- 保険基盤安定納付金 175,196,000 円

※参考資料

◎被保険者数

年度	令和6年度 (実績)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (予算)
受給者数	8,489人	8,816人	9,093人

◎1人あたりの保険料額

(単位：円)

区 分	保 険 料			
	賦課総額	対前年 伸 率	1人あたり	対前年 伸 率
令和6年度(実績)	785,352,804	14.5%	92,514	14.5%
令和7年度(予算)	749,640,065	△4.5%	85,032	△8.1%
令和8年度(予算)	893,560,298	19.2%	98,269	15.6%

◎保険料率 (令和8年度時点)

均等割額	所得割額
50,900円 (子ども子育て支援分1,400円含む)	9.60% (子ども子育て支援分0.28%含む)

保険料率は茨城県後期高齢者医療広域連合により2年ごとに改定される。令和8年度は改定年度であり、子ども・子育て支援金制度創設に伴う子ども・子育て支援納付金の徴収も開始される。